

令和3年度

第21回和歌山市農業委員会議事録

日 時 令和4年3月11日（金曜日） 13時00分 開会
場 所 和歌山市勤労者総合センター6階文化ホール

議案第1号	和歌山市遊休農地解消対策事業に伴う遊休農地の証明願について
議案第2号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第3号	農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について
議案第4号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
議案第5号	農用地利用集積計画について
議案第6号	非農地通知について
報告事項	農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報告事項	農地賃貸借契約等登録台帳の賃借人名義変更について
報告事項	農地法第18条第6項の規定による通知について
報告事項	農地法施行規則第29条第1号の規定による届出について
報告事項	農地法第4条第1項の規定による農地転用届出について
報告事項	農地法第5条第1項の規定による農地転用届出について
報告事項	農用地利用配分計画の認可について

出席委員（19名）

1 番	湯川 徳弘	1 1 番	廣井 伸多
2 番	辻本 傑	1 2 番	大河内壽一
3 番	笠野喜久雄	1 3 番	曾根 光彦
4 番	山本 茂樹	1 4 番	岩橋 章
5 番	藤田 城司	1 5 番	丸山 勝
6 番	古川 祐典	1 6 番	中尾 友紀
7 番	土橋 ひさ	1 7 番	坂東 紀好
8 番	谷河 績	1 8 番	吉川 松男
9 番	吉中 雅三	1 9 番	岩橋 章博
1 0 番	中村 弘		

出席職員

農業委員会事務局

局 長	奥谷 知彦
課 長	中村 保
班 長	藤田 誠一
事務主査	西森 和子
事務主査	中谷 雅昭
事務副主査	殿元 輝之

13時00分 開会

◆奥谷局長 それでは定刻となりましたので、ただいまから第21回農業委員会総会を開催いたします。本県に対するまん延防止等重点措置は解除されましたが、引き続き十分な注意をもって感染症対策を講ずる必要があります、会場を変更しての開催といたしました。御理解、御協力をお願いいたします。なお、報告事項につきましては、議案書P51以降に掲載していますので、ご確認ください。それでは、谷河会長よろしく申し上げます。

◆会長（谷河 績） それでは、ただいまより、第21回農業委員会総会を開会いたします。

出席委員は19名中19名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しています。去る2月28日、辻本委員、中村委員、曾根委員、岩橋章委員によりまして現地調査並びに事情聴取が行われています。

また、農業委員会会議規則第17条第2項に規定する議事録署名委員は、山本委員、古川委員にお願いします。それでは議案の審議を始めさせていただきます。

議案第1号 和歌山市遊休農地解消対策事業に伴う遊休農地の証明願について、提案いたします。

◆西森主査 番外、説明いたします。

本件は和歌山市遊休農地解消対策事業補助金交付要綱第5条の規定に基づいたもので、補助金の交付申請にあたり遊休農地証明書を添付する必要があります、借り受予定者から証明願が2件ありました。対象農地は、田のみで面積は2,466㎡です。遊休農地証明書交付の可否についてご審議願います。なお、対象農地については、P34の

議案第5号農用地利用集積計画No.128、129で利用権の設定を上程しております。以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第1号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声」

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第1号は可決と決定しました。

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、提案いたします。

◆殿元主任 番外、説明いたします。

本件は、農地法第3条の規定に基づく許可申請で5件ありました。まず、No.1について説明します。当案件は譲受人の耕作面積が下限面積を満たしておりません。しかしながら、当案件の申請地は、線路脇の農地であって、隣接の農地と一体として利用しなければ耕作が困難な立地条件にあります。本案件の譲受人は申請地の隣接農地を所有する者であり、進入路の確保もできる状態にあり、農地法3条第2項5号の一体的に利用する場合の下限面積の例外に該当すると思われます。また、その取得後において全ての農地を効率的に耕作し、農作業に常時従事すると認められ、許可要件の全てを満たしていると思われます。本案件は無償贈与であります、その内容として、当該申請地には相続人がおらず、立地も厳しいため、相続財産管理人から農地として無償で引き受けてほしいとの要望が申請人にあったとのこと。次にNo.2からNo.4について説明します。これらの案件は、調査の結果、耕作等に支障がないこと、当該農地の権利を取得しようとする者は、下限面積要件を満たし、そ

の取得後において全ての農地を効率的に耕作し、農作業に常時従事すると認められるなど、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると思われます。No. 2は無償贈与であります。申請人同士は兄弟関係にあり、譲受人は兄にあたります。実際に和歌山で営農できる状態にあるのは譲受人であるため今回引き受けたとのことでした。また、No. 3については、市内新規就農となるため、現地調査及び事情聴取を行っておりますので、担当委員より報告があります。以上です。

◆会長（谷河 績） No. 3につきまして、現地調査並びに事情聴取を行っておりますので曾根委員さん報告願います。

◆13番（曾根 光彦） No. 3について報告します。

去る2月28日、岩橋章委員、事務局職員とともに現地調査及び事情聴取を行いました。今回の申請地は和歌山市・・・番地、地目は田、現況は畑で面積890㎡の農地であります。今回申請に至った理由は、譲渡人・・・氏、譲受人・・・氏とはいとはい同士であり、贈与を受けたため今回の申請に至ったそうです。譲受人・・・氏は・・・の住人で、現在水稲、柿、みかん、八朔等手広く行っているそうです。今回の申請地で、すももの作付を行うとのこと。また、農機具は、動力噴霧器、草刈り機、特殊三輪車、軽トラック等所有し、農作業に不便を感じないものと思われます。通作方法は、自宅より京奈和自動車道を通り、約50分程度とのこと。今後、和歌山市内農業経営を拡張し、生産高を上げるよう努力していきたいとのこと。事情聴取を行う中、本人の農業に対する意

欲を感じ、何ら問題ないものと思われませんが、委員皆様方の慎重なるご審議をお願いいたします。

◆会長（谷河 績） ありがとうございます。議案第2号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声」
ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第2号は可決と決定しました。

議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、提案いたします。

◆殿元主任 番外、説明いたします。

No. 1申請地は、小倉地区・・・、光恩寺から南約・・・mに位置し、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にあるため第1種農地に該当しますが、集落に接続される住宅その他日常生活上又は業務上必要な施設であり、不許可の例外に該当します。近隣の会社や住民に貸し出すための露天駐車場として転用申請する者です。なお、令和4年2月14日付で農用地区域を除外しております。

No. 2申請地は、三田地区・・・、竈山駅から南西約・・・mに位置し、おおむね300m以内に鉄道の駅があるため第3種農地に該当します。申請地を公衆用道路として利用するため転用申請するものです。

No. 3申請地は、紀伊地区・・・、和歌山盲学校から西約・・・mに位置し、市街地に近接する区域内でその規模がおおむね10ha未満のため第2種農地に該当します。近隣の住民へ貸し出すための露天駐車場として転用申請するものです。

これらの案件は一般基準を満たしている

と思われます。なお、No. 3について現地調査及び事情聴取を行っておりますので担当委員より報告があります。以上です。

◆会長（谷河 績） No. 3につきまして、現地調査並びに事情聴取を行っておりますので岩橋章委員さん報告願います。

◆14番（岩橋 章） No. 3について報告します。

去る2月28日に私と曾根委員、農業委員会事務局とで、申請地を確認し、また申請者に対して聴取を行いました。申請者及び申請人は議案書のとおりです。転用目的は、貸露天駐車場です。転用に至った理由ですが、申請地の北側には集落があり、道幅が狭く、以前から駐車場を要望する声があり、本申請に至りました。転用の内容ですが、碎石仕上げで、約20台の駐車スペースを整備し、西側の市道から出入りします。工事資金については全て・・・でまかないます。申請地を確認すると、出入り口には碎石が敷かれ、土が入れられていました。事情を聞くと、東側の家の石垣を作り変えるために、申請地に重機を入れ作業をし、その後、その石垣の土を均したとのことでした。今回のように、農地を使用するときには、一時転用の届けが必要で、終了後は農地の状態に戻す必要があることを指導しました。また、速やかに経過書を提出し、出入り口の碎石を撤去したあと、再度、連絡・確認することを伝えました。なお、現時点では碎石は全て撤去されており、経過書も提出済みであります。土地改良区の同意も得ており、隣接する農地もないため、特に問題はないと思いますが、皆様方の慎重なご審議をお願いします。

◆会長（谷河 績） ありがとうございます

した。議案第3号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声」

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第3号は可決と決定しました。

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、提案いたします。

◆殿元主任 番外、説明いたします。

No. 1申請地は、小倉地区・・・、紀伊小倉駅から南約・・・mに位置し、おおむね500m以内に鉄道の駅があるため第2種農地に該当します。申請人は・・・を営んでいる法人で、駅、学校等が近く、住居地として最適であるため当該申請地を分譲住宅として転用申請するものです。開発許可申請中です。

No. 2申請地は、三田地区・・・、竈山神社から北西約・・・mに位置し、市街地に近接する区域内でその規模がおおむね10ha未満のため第2種農地に該当します。申請人は・・・を営んでいる法人で、近年の事業拡大に伴って従業員や関係者が急増しており、現在確保している駐車スペースでは不足していることから当該申請地を露天駐車場へ転用申請するものです。

No. 3申請地は、安原地区・・・、交通センター駅から南約・・・mに位置し、おおむね500m以内に鉄道の駅があるため第2種農地に該当します。申請人は・・・を営んでいる法人で、申請地の斜め向かいの拠点で現在営業を行っております。・・・を保管するスペースが手狭になってきたことから店舗を新たに新築するため、当該申請地を転用申請するものです。なお、

開発申請中で、使用貸借権設定です。

No. 4 申請地は、西山東地区・・・、吉礼駅から東約・・・mに位置し、おおむね500m以内に鉄道の駅があるため第2種農地に該当します。申請人は当該申請地の隣地で・・・を営んでおりますが、利用者の数が増え、敷地が手狭になってきていることから、当該申請地をキャンプ場敷地として転用申請するものです。

No. 5 申請地は、東山東地区・・・、四季の郷公園から南西約・・・mに位置し、市街地に近接する区域内でその規模がおおむね10ha未満のため第2種農地に該当します。申請人は・・・にて・・・を営んでおりますが、年々保管する資材や重機が増え、現在の資材置場では不足しているとのことで、周辺に農地がなく、道に面していて便が良い当該申請地を露天資材置場として転用申請するものです。

No. 6 申請地は、小倉地区・・・、紀伊小倉駅から北約・・・mに位置し、おおむね300m以内に鉄道の駅があるため第3種農地に該当します。申請人は・・・を営んでいる法人で、駅、学校等が近く、住居地として最適であるため当該申請地を分譲住宅として転用申請するものです。開発許可申請中です

No. 7 申請地は、東山東地区・・・、山東駅から南西約・・・mに位置し、おおむね300m以内に鉄道の駅があるため第3種農地に該当します。申請人は隣地にて・・・を建築しますが、建物の形状や配置の関係から駐車スペースを確保できないため、当該申請地を露天駐車場へ転用し確保するものです。

No. 8 申請地は、紀伊地区・・・、和

歌山盲学校から西約・・・mに位置し、市街地に近接する区域内でその規模がおおむね10ha未満のため第2種農地に該当します。申請人は・・・を営んでおり、申請地南側の土地を既に資材置き場として利用しております。事業の拡大に伴って、足場材等の建設資材、トラック等の車両を保管するスペースが不足しているとのことから当該申請地を露天資材置場へ転用申請するものです。

No. 9 申請地は、和佐地区・・・、河南総合体育館から南東約・・・mに位置し、市街地に近接する区域内でその規模がおおむね10ha未満のため第2種農地に該当します。申請人は・・・を営んでおりますが、事業の拡大に伴って土砂・砕石、重機などを保管するスペースが不足しているとのことから当該申請地を露天資材置場へ転用申請するものです。なお、令和4年2月14日付で農用地区域を除外しております。

No. 10 申請地は、川永地区・・・、川永小学校から西約・・・mに位置し、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にあるため第1種農地に該当しますが、既存施設の拡張であるため不許可の例外に該当します。申請人は・・・を営み、・・・などの事業を行っております。当該申請地の西隣を拠点として運営をしておりますが、近年、業務内容が増大し、・・・等が増えたため駐車スペースが不足していることから当該申請地を露天駐車場へ転用申請するものです。なお、令和4年2月14日付で農用地区域を除外しております。

No. 11 申請地は、安原地区・・・、智辯和歌山高等学校から北約・・・mに位置し、市街地に近接する区域内でその規模

がおおむね10ha未満のため第2種農地に該当します。申請人は・・・を営んでおりますが、県内における公共工事や民間工事の増加の影響もあって既存施設では手狭になってきていること、また既存の資材置場の一部が公共事業の買収によって利用できなくなる等の理由から当該申請地を露天資材置場として転用申請するものです。

No. 12申請地は、岡崎地区・・・、たちばな幼稚園から北東約・・・mに位置し、市街地に近接する区域内でその規模がおおむね10ha未満のため第2種農地に該当します。申請人は・・・を営んでおりますが、・・・を営む法人に貸し出し、土砂、砕石、建設資材、重機等を保管する露天貸資材置場として当該申請地を転用申請するものです。

No. 13申請地は、小倉地区・・・、紀伊小倉駅から北西約・・・mに位置し、おおむね300m以内に鉄道の駅があるため第3種農地に該当します。申請人は・・・を営む法人で、駅、学校等が近く、住居地として最適であるため当該申請地を分譲住宅として転用申請するものです。開発許可申請中で、また特定事業許可申請中です。

No. 14申請地は、西和佐地区・・・、田井之瀬駅から南東約・・・mに位置し、おおむね300m以内に鉄道の駅があるため第3種農地に該当します。申請人は・・・を営んでおり、駅、学校等が近く、住居地として最適であるため当該申請地を分譲住宅として転用申請するものです。開発許可申請中です。これらの案件は一般基準を満たしていると思われます。なお、No. 5、11、12について現地調査及び事情聴取を行っておりますので担当委員より報

告があります。以上です。

◆会長（谷河 績） No. 5につきまして、現地調査並びに事情聴取を行っておりますので中村委員さん報告願います。

◆10番（中村 弘） No. 5について報告します。

去る2月28日、辻本委員、事務局職員とともに現地調査を行い、のちに・・・氏に事務局職員とともに事情聴取を行いました。申請者は、譲受人・・・、・・・和歌山市・・・譲渡人・・・、・・・和歌山市・・・です。申請地は、和歌山・・・、地目は田、地積 1, 136㎡、所有権の移転、転用目的は、露天資材置場、会社は、・・・、横に資材置場はあるが、500㎡と狭く、住宅も多くて前から親しくさせてもらっていた・・・氏の息子さんと同級生でもあり、今回土地を譲ってもらう話となり、その土地は土地改良区も水利組合もないようです。会社は、・・・、申請地まで10分ほどです。株式会社・・・は、・・・年・・・才の時に設立し、現在・・・才だそうです。従業員は、・・・名です。雨水は自然排水で南東の隅へ会所600×600を設置し、汚れた水は流さないように心がけるそうです。資金計画は、自己資金・・・円です。完成予定日は許可をもらってから3ヶ月程度です。近隣農家への影響ですが、直接の隣接に農地はなく、北側は工場で、南側は家で東側は竹林、西側は道路です。また、敷地の三方は既に擁壁が設置されており、地盤は盛土で30cm嵩上げし、その上から土地改良材で固め、ダンプ10台と脱着式コンテナ2段積み9個を置く計画です。また、土砂が流出しないように砂埃が舞い上がらないようにし、隣には

了承を得ているようです。特に問題はないと思われませんが、委員皆様の慎重なご審議よろしくをお願いします。

◆会長（谷河 績） ありがとうございます。次に、No. 11、12につきまして、現地調査並びに事情聴取を行っていただきますので辻本委員さん報告願います。

◆2番（辻本 傑） 議案第4号No. 11、12の農地の権利移転と転用に関する2件の事案について、去る2月28日に中村委員と私のほか、事務職員も加わり、現地調査並びに申請人からの事情聴取を行いました。その模様を一括して報告いたします。はじめに、No. 11の申請事案について報告します。申請人及び申請地は、議案書のとおりです。申請人は、和歌山県を中心に・・・などの・・・を営む会社で、本社に隣接して資材置場を所有していますが、工事量の増加などから手狭になっていたことに加え、敷地の一部が河川改修に伴う公共事業用地となることから、他に資材置場を確保する必要に迫られ、本社から近く、道路に面した交通の便が良いと思われる用地を探していたところ、幸いにも本申請地を譲って貰えることになり、申請に至ったものです。なお、現地権者は高齢で担い手不在などの事情から、従来どおり耕作を続けていくことが難しくなるとの見通しから、農地の処分を考えていたようで、用地を探していた申請人がたまたま現地権者と出会い、快く譲って貰えることになったようです。

申請地は、市街化調整区域内の第2種農地で、現状は休耕地となっています。道路や住宅などに囲まれた三角形の農地で、一方は道路に面し、他の二方は住宅などに接

しており、農地には接していないため資材置場として造成を行ったとしても、営農環境への影響はないものと思われま。転用事業は、全額・・・で賄われるほか、同社の県内におけるこれまでの事業実績等から考えて、資力、信用等に問題はないものと思われま。続いて、No. 12の申請事案について報告します。申請人及び申請地は、議案書のとおりです。本件申請の対象になっている農地は、市街化調整区域内の第2種農地で、市街化の進展が見られる一角に所在しています。申請人は、当該農地の権利移転完了後、貸露天資材置場とするため造成を行う運びであり、隣接農地における営農環境への影響を抑えるため、素掘り側溝を設け、敷地内の雨水は自然勾配により側溝に集水したうえで、東西にある水路へ排水するよう計画しています。ただ、本件申請の対象になっている農地の北側に隣接して、申請者自身が使用目的で露天資材置場が造成されており、これに隣接した農地を貸露天資材置場とすることに関しては、将来的に申請内容とは違った利用を目論んでいるのではないかという疑念を禁じ得ません。これは単なる私見であり、確たる証拠があるわけではないので、このことを以って許可することに異を唱えるものではありません。ただ、本件申請人から同様の申請が出た場合には、今回の申請対象になった農地と合わせて、既に許可済みになっている隣接農地が露天資材置場として利用されているのか、或いは、他の目的で利用させているのか等、本件事案の今後における推移などにも十分関心をもって判断していく必要があるのではないかということ強く感じていますので申し添えてお

きます。なお、本件転用事業は、全額・・・で賄われるほか、同社の和歌山市内におけるこれまでの事業実績等から考えると、資力、信用等に問題はないものと思われまます。以上のとおり、これら2件の申請事案についての現地調査や事情聴取の結果を総合的に勘案すると、農地法第5条2項に掲げられている不許可のケースに該当するような問題点は見当たらず、本件申請を許可しても問題ないものと思われまますが、委員各位による十分なお審議をお願いして報告とします。

◆会長（谷河 績） ありがとうございます。議案第4号について、説明、報告が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

◆18番（吉川松男） No. 1について伺います。

分譲住宅を計画しているとのことだが、西側の道は水路もあり狭くなるのでセットバックして欲しいと自治会から要望がありました。開発許可を取っていますか。

◆殿元副主査 番外、説明いたします。

開発許可申請されているということで、協議はされていると思います。都市計画課に報告して確認いたします。

◆18番（吉川松男） はい、よろしくお願ひします。

◆会長（谷河 績） 何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声」

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第4号は可決と決定しました。

議案第5号 農用地利用集積計画について、提案いたします。

◆西森主査 番外、説明いたします。

本件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に基づく利用権の設定で、再設定契約が192件、新規の契約が17件で合計209件ございました。賃借権が22件、使用貸借権が187件の設定です。貸借期間は議案書のとおりです。また、No. 1からNo. 115については、農業委員会による利用権の再設定、No. 116からNo. 129については、農業委員会による利用権の新規設定、No. 130からNo. 206については、農地中間管理事業による再設定、No. 207からNo. 209については、農地中間管理事業による新規の設定です。面積は、田が386,735.21㎡、畑が13,869㎡、総面積が400,604.21㎡です。また、うち農地中間管理事業による設定が80件あり、面積は田が141,917.91㎡、畑が5,112㎡、合計面積が147,029.91㎡です。なお、P33のNo. 124については新規就農となり、現地調査ならびに事情聴取を行っておりますので担当の委員さんより報告があります。以上です。

◆会長（谷河 績） No. 124につきまして、現地調査並びに事情聴取を行っておりますので曾根委員さん報告願ひします。

◆13番（曾根 光彦） No. 124について報告します。

去る2月28日、岩橋章委員、事務局職員とともに現地調査及び事情聴取を行いました。今回の申請内容は、新規就農であり、申請地は、和歌山市・・・番地の土地で合計面積4,669㎡あり、申請人（借入）、和歌山市・・・、・・・氏で、（貸人）和歌山市・・・、・・・氏本人は、高齢化によ

り農作業ができなくなり、耕作人を探していたところ近隣である・・・氏が引き続き耕作を行うとのことで話がまとまったそうです。今後の耕作については、キャベツ、ハクサイ、ブロッコリー等作付する予定です。農機具保有台数（トラクター3台、耕運機2台、動力噴射器1台、軽トラック1台）現在も直川地区で約1,800㎡の農地で耕作しているそうです。販売については、・・・直売所へ出荷予定です。・・・氏の農業に対する意欲を感じ、何ら問題ないものと思われまます。委員皆様方の慎重なるご審議をお願いします。

◆会長（谷河 績） ありがとうございます。議案第5号について、説明、報告が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声」

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第5号は可決と決定しました。

議案第6号 非農地通知について、提案いたします。

◆中谷主査 番外、説明いたします。

本件については、国からの通知である「農地法の運用について」第4（3）の規定に基づき、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないと判断するものです。令和3年11月30日、小倉地区金谷（16件、38筆）で吉川委員、高倉推進委員と、令和3年12月16日、和佐地区下和佐、和佐中（20件、31筆）で坂東委員、井口推進員とともに現地調査を行ったものです。非農地通知書の交付基準に基づき、対象であると認められる農地の所有者に対し非農地判断に係る事前通知を行ったところ、非農地通知依頼書2件の提出がありま

した。面積は、田が2筆、819㎡、畑が1筆、889㎡で合計3筆、1,708㎡です。No.1からNo.2について、非農地通知書の交付基準、農業的利用を図るための条件整備（基盤整備事業の実施等）が計画されていない土地であって、20年以上前から森林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合の条件を満たしていると思われまます。なお、各地区の土地改良区・水利組合等と協議済です。以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第6号について説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声」

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第6号は可決と決定しました。

以上で議案の審議は終了しました。

◆奥谷局長 最後に、事務局から事務連絡がございます。

◆藤田班長 番外、説明いたします。

・令和4年度和歌山市農業委員会事業計画（案）について

次年度に事業計画を予定しています。主な変更点のみ説明させていただきます。中ほどの遊休農地対策で、一斉農地パトロールは8月27日を予定しています。また、本年度より農林水産省、経営局長通知により「3ヶ月以上の強化月間」を委員会の活動目標に設定するよう求められているため、意向調査期間合わせた7月から10月までを強化期間として予定しています。

・全国農業新聞電子版の購読について

昨年、10月から全国農業新聞の電子版の配信が開始されています。パソコン・スマホ・タブレットでお読みになれます。

現在、紙面で配送していますが、電子版のみであれば、購読料は月額500円・年額6,000円となります。関心のある方は、事務局まで連絡ください。

◆会長（谷河 績） その他、何かございませんか。

「なし、との声」

それでは、ご質問がないようでございますので第21回総会を閉会いたします。

13時40分 閉会

和歌山市農業委員会会長

和歌山市農業委員会委員

和歌山市農業委員会委員